## 主治医から成年後見用の診断書を受け取った皆様へ - 診断書の内容に相当する正しい申立てをするために-

旭川家庭裁判所

主治医の先生に成年後見用の診断書を出してもらいましたか? その結果はどうでしたか?

診断書のうち、「3 判断能力についての意見」という欄をご覧ください。

3 判断能力についての意見
□ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
□ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
□ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
□ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

この欄のうち、1番下の「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」に☑が付いた場合は、**後 見 閉 女台** の申立てをすることが相当です。

上から2番目の「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある」や3番目の「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」に☑が付いていませんか?

2番目の「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難 しい場合がある」に☑が付いた場合には、後見開始や保佐開始ではなく、

本人の同意を得た上で、 本人の同意を得た上で、 本情 旦力 | 見力 女台 の申立てをすることが相当です。

3番目の「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」に☑が付いた場合には、後見開始や補助開始ではなく、

保佐開始の申立てをすることが相当です。

診断書に記載された判断能力についての意見と申立ての内容(後見,保佐,補助)が上記と異なるときや診断書だけでは本人の判断能力が不明確なときなど,必要に応じて,本人の判断能力を確認するために鑑定を実施することがあります。